

(別表)

対 象 経 費

事業名	費目		経費の具体例(例示(※))
自立相談支援事業	人件費	報酬	事業に直接従事する職員等に係る人件費
		給料	
		賃金	
		職員手当等	
		共済費	雇用保険料、健康保険料等
	報償費	事業の実施に協力した者等に支払う経費	
	旅費	事業の実施に必要な交通費や宿泊費等	
	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等	
	会議費	事業の実施に必要な会議にかかる経費	
	役務費	通信運搬費、手数料、保険料 等	
使用料及び賃借料	会場使用料、機器等のレンタル料、リース料 等		
備品購入費	事業の実施に必要な器具、機械類等の購入費 (単価30万円以上のものを除く)		
一時生活支援事業	人件費	報酬	事業に直接従事する職員等に係る人件費
		給料	
		職員手当等	
		共済費	雇用保険料、健康保険料等
	報償費	事業の実施に協力した者等に支払う経費	
	旅費	事業の実施に必要な交通費や宿泊費等	
	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等	
	会議費	事業の実施に必要な会議にかかる経費	
	役務費	通信運搬費、手数料、保険料 等	
	使用料及び賃借料	家屋の賃借料等	
備品購入費	事業の実施に必要な器具、機械類等の購入費 (単価30万円以上のものを除く)		
入所者食料費	事業を利用している入所者の入所中にかかる食料費		
入所者日用品費	事業を利用している入所者の入所中にかかる日用品費		

※ご不明な点は、愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課生活保護係までお問い合わせください。

- ・ 備品購入費は単価30万円以上のものを除き対象とする。
- ・ 事業に従事する者の人材養成の取組みのうち、事業所が事業所内で実施する勉強会や事例検討会に必要な経費は対象とする。
- ・ 国の実施する自立相談支援事業従事者養成研修、県が行う伝達研修への参加のために必要な旅費は対象とする(自立相談支援事業費経費としてのみ)。
- ・ その他対象経費の支出に当たっては、当該経費が本事業の実施に必要な理由、又は当該経費の支出額が適正な金額であること等について、十分な説明責任が果たせるようにしておくこと。